

旭川市報道依頼

各報道機関 様

発表日	令和元年 11 月 22 日
発信課	建築総務課
担当者	板東
連絡先	電 話 25-9708
	FAX 25-9788
	E-mail kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

分 類	イベント・行事 募集 契約・入札 会議・説明会 その他 (該当する分類を囲むこと。)
日 程	12月20日
発表項目 (行事名)	「令和元年度 新たな住宅セーフティネット制度説明会・旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会設立記念セミナー」の開催について
概 要 (趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。)	1 趣旨 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の登録促進など「新たな住宅セーフティネット制度」の周知及び旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会の設立（令和元年 11 月 21 日設立）を記念するセミナーを開催します。 2 日時 12 月 20 日（金）14 時～16 時 3 場所 旭川市障害者福祉センター「おびった」会議室 1（宮前 1-3） 4 対象 賃貸住宅貸主，不動産関係者，福祉関係者，一般市民等（定員 100 名） 5 申込方法 12 月 13 日（金）までに、添付の申込書の内容で FAX か E-mail で建築総務課へ申し込む。 6 内容 （1）新たな住宅セーフティネット制度について（北海道建設部建築指導課） （2）旭川市における新たな住宅セーフティネット制度の取組と居住支援協議会の設立について（旭川市建築部建築総務課） （3）講演「本別町居住支援協議会の取組について」 講師：本別町総合ケアセンター高齢者福祉担当 主査 門田浩史氏 7 主催 北海道，旭川市，旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会
添付資料	有 ・ 無 添付資料：「令和元年度 新たな住宅セーフティネット制度説明会・旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会設立記念セミナー」チラシ（申込書）
報道（取材）に当たってのお願い	
備 考	※発表日は、旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会の設立総会開催が 11 月 21 日のため、設立後となる 11 月 22 日でお願いいたします。

主催：北海道・旭川市・旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会

令和元年度

新たな住宅セーフティネット制度 説明会・旭川市住宅確保要配慮者 居住支援協議会設立記念セミナー

令和元年（2019年）

12月20日（金）

14：00～16：00

参加費無料
（定員：100名）

場所：旭川市障害者福祉センター「おびった」
会議室1（旭川市宮前1-3）

○福祉や住宅に関わる こんな方におすすめ

空き家を活用して子育て世帯に貸すなど、

「新たな住宅セーフティネット制度」について知りたい。

旭川市に新たに設立された居住支援協議会など、旭川市の高齢者など
住宅の確保に配慮を要する方に対する取組を知りたい。

先進的な居住支援の取組を聞いてみたい。

【内容】

①新たな住宅セーフティネット制度について

（北海道建設部建築指導課）

②旭川市における新たな住宅セーフティネット制度の取組と居住支
援協議会の設立について

（旭川市建築部建築総務課）

③講演「本別町居住支援協議会の取組について」

講師 本別町 総合ケアセンター 高齢者福祉担当

主査 門田 浩史氏

問合先：北海道建設部住宅局建築指導課建築企画グループ
旭川市建築部建築総務課住宅政策係

011-204-5577
0166-25-9708

令和元年度

新たな住宅セーフティネット制度説明会・

旭川市住宅確保要配慮者居住支援協議会設立記念セミナー

申し込み方法

下記の申込書に、所属・電話番号・氏名をご記載の上、
FAX又はE-mailによりお申し込みください。

対 象：賃貸住宅貸主、不動産関係者、福祉関係者、自治体職員、一般市民等

申込締切：令和元年（2019年）12月13日（金）（先着100名）

申 込 先：旭川市建築部建築総務課

FAX:0166-25-9788 mail:kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

※メールでのお申し込みの場合は、様式は自由ですが、下記の申込書に記載する内容を全て記載するようお願いします。

問合先：北海道建設部住宅局建築指導課建築企画グループ TEL:011-204-5577

旭川市建築部建築総務課 TEL:0166-25-9708

FAX:0166-25-9788

Mail:kenchikusomu@city.asahikawa.lg.jp

所 属	電話番号： ()
氏名 ① (代表者)	
氏名 ②	
氏名 ③	
氏名 ④	